

■平成26年度第1回（第231回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成26年5月2日（金） 午後1時00分～午後2時30分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長、本間副市長、水道事業管理者、教育長、技監、
都市戦略本部長、政策局長、総務局長、財政局長、総合政策監、
副教育長、子ども未来局長

【議 題】（1）さいたま市いじめ防止対策推進条例の制定について

< 提 案 説 明 >

さいたま市いじめ防止対策推進条例の制定について、教育委員会及び子ども未来局から次のような説明があった。

- ・ 条例制定の背景と理由としては、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下、法という）が施行され、法において、いじめ防止基本方針の策定やいじめの防止等の対策のための組織の設置など、社会総がかりでいじめの問題に対峙することが求められている。
- ・ これを受け、平成25年度中にさいたま市立小・中・高等・特別支援学校全166校が、基本方針の策定と組織の設置を終えた。
- ・ また、平成26年1月16日の都市経営戦略会議における指示事項に基づき、教育委員会は、子ども未来局を中心に市長部局との連携を深め、綿密に庁内関係課と調整を進めてきた。併せて、外部の関係機関や有識者による会議を4回実施するとともに、さいたま市青少年問題協議会での意見聴取も行い、広く意見を聴取した。
- ・ その結果、教育委員会や学校だけではなく、市を挙げて、一層いじめの防止等に向けた対策に取り組むという本市の強い意志を示し、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるよう努め、本市の児童生徒が安心して過ごすことができるよう法第12条に基づく、基本方針の策定に加え「さいたま市いじめ防止対策推進条例」（以下、条例という）を制定することとした。
- ・ なお、「さいたま市いじめ防止基本方針」（以下、方針という）を条例第7条に位置付け、「市」「教育委員会」「学校及び学校の教職員」「保護者」「児童生徒」「市民及び地域団体」が、それぞれの立場で、何をすればよいのかを具体的にきめ細やかに示すこととしている。その結果、いじめの防止等に向けた市全体の機運が高まり、より一層いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することができると考えている。
- ・ 全国47都道府県と20政令指定都市の状況は、本市と同様に条例と方針の両方を定めるのは、都道府県では5都県、政令市指定都市では本市のみとなっている。
- ・ 本条例の概要だが、第1条は趣旨として、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「市」「学校及び学校の教職員」「保護者」の責務や、「児童生徒」「市民及

び地域団体」の役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めている。

- ・ 次に、第2条から第6条は責務と役割について定めている。
- ・ 第2条は市の責務、第3条は学校及び学校の教職員の責務、第4条は保護者の責務等、第5条は児童生徒の役割、第6条は市民及び地域団体の役割を定めている。
- ・ 条例の大きな特徴として、学校の主役である児童生徒の役割を位置づけており、条例第5条第3項に「児童生徒は、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努めるものとする。」と児童生徒自身による主体的な取組を明記している。
- ・ 第7条には、「さいたま市いじめ防止基本方針」を定めることとしている。なお、方針の内容については、後ほど説明させていただく。
- ・ 第8条には、「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を設置することとしている。
- ・ 第9条には、「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」を設置することとしている。なお、各組織については、後ほど説明させていただく。
- ・ 続いて方針の内容について、条例では示すことができない、「市」「教育委員会」「学校及び学校の教職員」「保護者」「児童生徒」「市民及び地域団体」がそれぞれの立場で何をすればよいかを具体的に示している。この6つの立場を明確化していることが特徴となっている。
- ・ 方針の概要としては、「1はじめに」に、方針を定める趣旨を明示している。
- ・ 「2いじめの定義」「3いじめの防止等の対策に関する基本理念」は、法を引用し、再掲している。
- ・ 「4いじめの防止等のための対策の具体的な方針」は、「市」「教育委員会」「学校及び学校の教職員」「保護者」「児童生徒」「市民及び地域団体」のそれぞれが、その責務と役割を自覚し、一体となっていじめ防止等のための対策を推進することが重要であることから、条例で示した責務及び役割をより具体的に記載している。
- ・ 「5いじめの防止等のための組織」については、後ほど説明させていただく。
- ・ 「6いじめの早期発見と適切かつ迅速な対応」については、いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われるもののため、児童生徒が発する些細な変化を見逃さず、いじめの適切かつ迅速な対応を行い、いじめの解決に向けて、組織的に取り組むことを6つの立場ごとに明記している。この項目も本市独自のものとなっている。
- ・ 「7重大事態への対応」について、重大事態とは、法に示された「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合を指している。
- ・ この重大事態が発生した際には、法や国の基本方針に基づき、対応することとなるが、方針には、「市」「教育委員会」「学校及び学校の教職員」は、法や国の方針に基づく対応を適切に実施すること、「保護者」「児童生徒」「市民及び地域団体」は、その責務と役割に応じて重大事態に係る調査に協力することを記述している。
- ・ 次に、いじめの防止等のための組織について、はじめに、「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」は、法第14条第1項により設置される協議会の役割を担う組織とし、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的とし

ている。

- ・ 事務局は子ども未来局子ども育成部青少年育成課とし、今後、組織や運営等について、規則で決めていくこととしたい。
- ・ 所掌事務としては、主に次の４点について協議を行う。
- ・ １点目が、いじめの防止等に関する関係団体等の連携について。
- ・ ２点目が、市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発について。
- ・ ３点目が、いじめ防止基本方針に定める内容の点検や見直しに係る意見聴取。
- ・ ４点目が、市が実施するいじめの防止等に関する施策に対する専門的な見地からの助言について。
- ・ 構成委員としては、大学教授など学識経験を有する者、青少年育成さいたま市民会議や子ども会育成連絡協議会などの関係団体の代表者、法務局や警察などの関係行政機関の職員、教育委員会や関係部局などの市職員を予定している。
- ・ なお、できるだけ多くの方々から、幅広く意見を伺いたいと考えているため、委員の人数は３０人以内としている。
- ・ 次に、「いじめのない学校づくり推進委員会」は、法第１４条第３項と条例第９条に規定されている、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために設置する教育委員会の附属機関となっている。
- ・ 所掌事務としては、主に次の４点となっている。
- ・ １点目が、いじめの防止等に関する調査研究。
- ・ ２点目が、いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び市教育委員会への提言。
- ・ ３点目が、いじめの事案に関する調査及び市教育委員会への結果の報告。
- ・ ４点目が、重大事態等に係る事実関係を明確にするための調査及び結果の報告。
- ・ 構成委員としては、学識経験を有するもの、関係機関及び団体の代表者など、１５人以内で組織することとしている。
- ・ また、重大事態が発生した際の調査について、調査の公平性・中立性を確保するために、事態に直接関係しない第三者の立場の「調査専門員」を必要に応じて設置できることとしている。
- ・ 続いて、重大事態が発生した際の調査について、市長が再調査の必要を認めた場合に設置する「附属機関等」については、法３０条２項に基づき、その都度条例で設置することとし常設の組織とはしないこととしている。再調査を実施する際の対応については、現時点では、子ども未来局を事務局とし、関係部局と連携し、適切な対応を図ることとしている。
- ・ 各学校には、法２２条に基づき、「いじめ対策委員会」を必ず設置することとなっているが、本市では、すでに、すべての市立小・中・高等・特別支援学校で設置を終えている。
- ・ 次に、「さいたま市子ども会議」については、学校の主役である児童生徒が主体的にいじめの問題に向き合い、いじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、具体的に取り組むことを目的として設置する組織となっており、本市独自の取組となる。
- ・ また、子どもたちが、自ら考え、自ら行動する機会を創出するために「さいたま市子ども会議」を母体に、「いじめの防止シンポジウム」を開催する。この取組は、本

市独自の取組であり、大きな特徴となっている。

< 意見等 >

- ・ この条例の対象となる学校は市立学校のみということか。私立の学校は含まれないのか。
- 私立の学校については、埼玉県が策定した、いじめ防止基本方針に基づき埼玉県が対応することとなる。
- ・ 市が策定する条例において、さいたま市内で発生するいじめに対し、市立か私立で対応を分けることは適当とは言えないのではないか。
- 法に基づく対応のため、私立の学校に対する直接的な関与をさいたま市が行うことは困難である。ただし、早期発見や防止のための取組やいじめを発見した際の関係機関等との連携については、市立、私立の区別なく行うこととしている。
- ・ 重大事態の調査に関し、市長が再調査の必要を認めた場合に設置する「附属機関等」については、必要に応じてその都度設置するとのことだが、それでは迅速な対応ができないのではないか。この「附属機関等」は常設とすることはできないのか。
- 重大事態については、案件ごとに内容が様々であることから、再調査を担う「附属機関等」の構成員について、各案件に応じたものとする必要があると考えるため、「附属機関等」は常設としないこととしたい。
- ・ 条例と方針について、教育委員会と子ども未来局が協力して策定するが、それぞれ見直しについても同様に、教育委員会と子ども未来局が協力して行うという理解で良いか。
- お見込みのとおり。
- ・ 「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」と「いじめのない学校づくり推進委員会」の構成員は同一人物が兼ねることはあり得るか。仮に兼ねてしまうとそれぞれの組織の役割があいまいになってしまうので、注意するべきではないか。
- 「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」の構成員は、関係団体の連携という所掌事務を考慮し、関係団体の代表者を基本に考えている。また、「いじめのない学校づくり推進委員会」の構成員は、いじめの防止等に関する調査研究や市への提言という所掌事務を考慮し、より実務的な関係機関の職員を基本と考えている。
- ・ 現状、いじめの相談窓口は教育委員会となっていると思うが、一部の市民からは教育委員会以外の部署で相談を受けてほしいとの意見もある。こういった意見に対応するため、相談窓口の拡充を条例に明記できないか。
- 法規部門と相談し、明記する方向で検討したい。

< 結果 >

- ・ 教育委員会及び子ども未来局発議の、さいたま市いじめ防止対策推進条例の制定については、いじめに関する相談窓口の拡充を条例に明記することを条件に了承する。

< 会議資料 >

(資料1) さいたま市いじめ防止対策推進条例の制定について

(資料2) さいたま市いじめ防止基本方針の概要

(資料3) さいたま市いじめ防止対策推進条例に基づく組織